

社会福祉法人尽誠福祉会 役員等の報酬基準

(社会福祉法人尽誠福祉会「定款」より抜粋)

【評議員】

定款 第2章 評議員 (評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、総額各年度1人あたり100,000円を超えない範囲で、評議員会出席の都度、1人10,000円(源泉税控除後)を支給する。

【役員】

定款 第4章 役員及び職員 (役員等の報酬等)

第21条 評議員会の定める総額の範囲内で、理事及び監事に対して、理事会及び監査等に出席の都度、1人10,000円(源泉税控除後)を支給する。